

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第1区分
 【発行日】令和7年3月4日(2025.3.4)

【公開番号】特開2024-177427(P2024-177427A)
 【公開日】令和6年12月19日(2024.12.19)
 【年通号数】公開公報(特許)2024-238
 【出願番号】特願2024-174634(P2024-174634)
 【国際特許分類】

H 0 1 M 4 / 1 3 9 (2 0 1 0 . 0 1)

H 0 1 M 4 / 6 2 (2 0 0 6 . 0 1)

10

【 F I 】

H 0 1 M 4 / 1 3 9

H 0 1 M 4 / 6 2 Z

【手続補正書】

【提出日】令和7年2月21日(2025.2.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

二次電池の正極を製造する方法であって、
 少なくともカーボンナノチューブ(CNT)と、分散剤と、を含むCNTペーストを調製するCNTペースト調製工程と、

前記CNTペーストに対して磁力を及ぼして前記CNTの内部に存在する金属を吸着し、前記CNTと前記金属とに選別する磁選工程と、

前記磁選工程が実施されたCNTと、正極活物質と、バインダと、を混合して正極活物質層形成用ペーストを調製する正極活物質層形成用ペースト調製工程と、

30

前記調製された正極活物質層形成用ペーストを正極集電体に塗布して、該正極集電体上に正極活物質層を形成する正極活物質層形成工程と、

を包含し、

前記金属は、クロム(Cr)、ニッケル(Ni)およびコバルト(Co)のうちの少なくとも1種を含み、

前記磁選工程は、選別されたCNTにおいて前記CNTと前記金属との合計を100質量%としたときに、前記金属の含有量が1.6質量%以下となるように実施する、

正極の製造方法。

【請求項2】

40

前記磁選工程を実施する前の前記CNTは、前記金属の前記含有量が4.0質量%以上である、

請求項1に記載の製造方法。

【請求項3】

請求項1または2に記載の製造方法で製造された正極を用いて二次電池を構築する、二次電池の製造方法。